

貸付申込書の添付書類及び完了報告時の提出書類についての留意事項

原則として全ての貸付種別について、貸付けの申込みの際に、貸付申込書の添付書類として、借用事由及び所要額が確認できる書類を提出していただき、貸付規程で定めている限度額内において、当該所要額の範囲内で必要な額を貸し付けることとしております。

また、一般災害貸付、高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付けについては、当該貸付に係る費用の支出が完了したときに、その内容が確認できる書類を提出していただき事後確認を行うこととしております。

そのため、貸付をご利用される場合には、「貸付申込書の添付書類」及び「完了報告時の提出書類」をご確認ください。

なお、貸付申込書の添付書類を提出されない場合には、貸付けを受けることができず、また、完了報告時の提出書類を提出されない場合には、貸付金を即時に弁済していただくこともありますので、ご注意ください。

以上について、ご了解のうえ、貸付申込書に署名・押印してください。

※ご不明な点がある場合には、地方職員共済組合大分県支部の貸付担当にお問い合わせください。